2024 年５月 24 日

記者発表資料

個人情報の記された書類の紛失について

公益社団法人神奈川県看護協会（以下、「県看護協会」という。）が運営する洋光台訪問看護ステーション（所在地：横浜市磯子区洋光台 3-11-23）において、訪問看護を利用されている方の氏名、疾病名等を含む個人情報が記載された書類を紛失しました。紛失した書類については、現在、鋭意捜索に努めておりますが、現時点では発見できていません。

利用者をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

１　紛失日時（推測）

2024 年５月 15 日（水）　18:50 ごろ

２　紛失した個人情報

(1)　洋光台訪問看護ステーションにおいて、訪問看護を利用されている 26 名の方の氏名及びこの 26 名の内、18 名の方の疾病名、生活の状況、家族構成等

(2)　洋光台訪問看護ステーションに実習に来ている看護学生６名の氏名

(3)　上記(2)の看護学生が在籍する看護学校の職員３名の苗字及び連絡先メールアドレス１件

３　経過

〇2024 年５月９日（木）～15 日（水）

Ａ看護学校の「在宅看護論実習」の一環として、洋光台訪問看護ステーション（以下、「洋光台ＳＴ」という。）において、同校の学生２名を受入れ、訪問看護を行う利用者宅へ同行させる実習を行っていた。

〇2024 年５月 15 日（水）18:30

この実習の担当者であった洋光台ＳＴの訪問看護師Ｂは、この日で実習が終了したため、夕方、自らの実習指導が適切であったのかの振り返りをしようとしたが、終業時刻（17:45）が過ぎていたため、自宅で振り返り作業を行うため、次の関係資料をクリアファイルに入れて持ち出した。

【持ち出した資料】

(1)　Ａ看護学校から郵送された打合せ資料（上記２(2)の看護学生６名の氏名及び２(3)の看護学校職員３名の苗字、連絡先メールアドレスが記されている）

(2)　訪問看護利用者 26 名の氏名が記載された実習スケジュー

ル（上記２(1)の個人情報）

(3)　上記(2)の 26 名のうち、18 名の氏名、生活の状況、家族構成等が記された書類（上記２(1)の個人情報）

(4)　Ａ看護学校から送られてきた実習要項（個人情報なし）

〇2024 年５月 15 日（水）18:50 ごろ

訪問看護師Ｂは、洋光台ＳＴからの帰宅途中、洋光台駅前のスーパーマーケットにて買い物をした。その際、買ったものを持参した袋に詰める際に、クリアファイルに入った上記の持ち出し書類をいったん取り出した。その際、クリアファイルをその場に置き忘れた可能性がある。

〇2024 年５月 15 日（水）19:00 過ぎ

訪問看護師Ｂは、洋光台駅前からバスに乗り、自宅に到着。実習が終わってホッとしていたため、この日は看護実習の振り返り作業をせず、後日行おうと思った。

〇2024 年５月 22 日（水）夕方

訪問看護師Ｂは、次回（9/4～9/10）の看護学生の実習の担当となる訪問看護師Ｃが実習生の配置（どの学生をどの利用者の実習に割り当てるか）に悩んでいたので、５月の実習で自分が作成した資料を参考にしてもらおうと思い、夕方、職場内で書類を探したが見つからなかった。そこで、自宅に置いてあるかもしれないと思い、帰宅後探したが見つからなかった。

〇2024 年５月 23 日（木）

訪問看護師Ｂは、看護実習に係る個人情報の記載された書類を紛失したことを、洋光台ＳＴの所長Ｄに報告。

所長Ｄの指示の下、職員全員で洋光台ＳＴの事務所内をくまなく探すが見つからなかった。

訪問看護師Ｂは、５月 15 日に当該書類をクリアファイルに入れて持ち出したことを思い出し、当日の行動から、洋光台駅前のスーパーマーケットで、買い物途中に置き忘れた可能性があると気付き、同スーパーマーケットに尋ねたところ、「忘れ物はなかった」とのことだった。

〇2024 年５月 24 日（金）

8:30 ごろ、所長Ｄが県看護協会本部に、個人情報が記載された書類を紛失した旨を報告。

協会本部は、所長Ｄに対して、紛失した書類を発見するようさらに努力するとともに、落とし物として届けられていないか、警察やバス会社等にも照会するよう指示した。

併せて、県看護協会が運営する洋光台ＳＴも含めた４つの訪問看護ステーションの所長に対し、訪問看護の際、個人情報を持ち出さざるを得ない場合は、安全管理を徹底するとともに、自宅には絶対

に持ち帰らないよう指示をした。

４　原因

○　県看護協会では、個人情報を適切に保護管理することを目的に、「個人情報保護に関する基本方針」や「個人情報管理規程」を定め、これらを基に個人情報保護に関する研修を実施してきましたが、その趣旨や内容が職員に未だ十分に徹底されていなかったことから、今回、訪問看護を利用される方の機微な情報を含む個人情報紛失事故を起こしてしまいました。

５　関係者への謝罪

(1)　訪問看護を利用されている 26 名の方への謝罪

➡　2024 年５月 24 日午後、県看護協会の役職員が、電話にて、ご本人またはご家族に対して、個人情報が記載された書類を紛失するという事故を起こした旨の第１報をご報告するとともに、謝罪を行った。(5/24 の 16:30 現在、19 名の方に説明・謝罪を実施済み。残りの７名の方についても、本日中に説明・謝罪する予定。)

【(利用者の方の声（例)】

・どういう情報を紛失したのか？（事実の確認）
・なぜ、自宅に持ち帰ったのか？（事実の確認）
・銀行情報は含まれていないのか？（事実の確認）
・今後は気を付けてほしい。

(2)　看護学生６名及びＡ看護学校職員３名への謝罪

➡　2024 年５月 24 日、県看護協会の役員が、ＷＥＢを通じて、Ａ看護学校の職員に対し、個人情報が記載された書類を紛失するという事故を起こした旨の第１報をご報告するとともに、謝罪を行ったところ、学校側からはご了解をいただいた。

➡　また、学校からは、個人情報を紛失された学生に対する謝罪の方法について、今後、学校側で検討するとの話が合ったため、その結果を待って、県看護協会として対応していく。

６　再発防止策

○　県看護協会として、改めて全職員に対して、個人情報の保護・管理の重要性を再確認させるための研修を実施していく。

○　また、個人の機微情報を含む個人情報は、原則として事務所内から持ち出さないこと、また、やむを得ず持ち出さなければならない場合には厳格な手続きを取っていくことなどを内容とした新たな規定を整備し、職員に周知徹底していく。

７　個人情報保護委員会への報告

○　今回紛失した情報には、「個人情報の保護に関する法律」（第２条第３項）に規定する「要配慮個人情報」に該当する情報が含まれるため、今後、同法に基づき、個人情報保護委員会に報告してまいります。

問合せ先
公益社団法人神奈川県看護協会
専務理事　　長場　直子
電話　045-263-2901（代表）